

# 令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務

## 2 委託業務期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

## 3 委託業務の背景と目的

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の跡地については、広域的な観点から、各跡地の利用計画を総合的に調整し、周辺都市地域と一体となった効率的な整備を図ることとしている。

しかし、同返還予定地においては民有地の占める割合が著しく高く、返還後の開発事業の遅延に繋がる懸念があるため、返還前の早い段階から跡地利用に必要な公有地を確保することが求められている。

本県及び関係市町村は基金を活用し、特定駐留軍用地等内の土地先行取得に取り組んでいる。しかしながら、取得目標の早期達成に向けて、地権者等に対する土地売却の働きかけを行っていく必要がある。そこで本業務においては、主に地権者を対象として、先行取得した土地が跡地利用においてどのように活用されるのかを示しつつ、公共用地の早期確保に向けた制度周知を図ることを目的とする。

## 4 業務概要

本事業では、公共用地の早期確保に向けた制度周知のため、下記の業務を行う。

- (1) 地権者向け説明会及び個別相談会（普天間飛行場）の開催及び周知
- (2) ポスター（普天間飛行場を含む4地区）のデザイン、印刷及び配布等
- (3) 広報用の映像データ（普天間飛行場）の製作
- (4) 地権者説明用の地図（普天間飛行場）の製作
- (5) その他、効果的と考えられる業務の提案
- (6) 業務完了報告書の作成（実施業務の総括と課題整理）

## 5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。各項目の実施にあたっては、県と調整の上決定するものとする。なお、決定後においても状況の変化等により、協議のうえ実施内容を変更することがある。

- (1) 地権者向け説明会及び個別相談会（普天間飛行場）の開催及び周知
  - ア 普天間飛行場の地権者に向けた軍用地買取説明会及び個別相談会の実施
    - ・約3,800名の全地権者を対象として以下の要領で説明会及び個別相談会を開催す

ること。

開催時期：令和8年7月～9月

開催回数：3日程、延べ6回実施する。2回セットで開催することとし、同日または連続した2日間において、昼間・夜間それぞれ1回ずつ開催すること。

実施場所：4回は宜野湾市内での開催、2回は宜野湾市を除く中南部地域内での開催とする。

(宜野湾市内の会場として宜野湾市立中央公民館2F集会場を仮予約している。)

会場規模：中南部地域における開催については、宜野湾市立中央公民館2F集会場と同規模で、100名以上が収容可能な会場を提案すること。会場の提案にあたっては、車での来場を想定し、必要な駐車場が確保できる会場を提案すること。

業務内容：上記を実施するにあたり必要な会場調整、当日の運営、進行管理、司会、参加者案内、駐車場整理、資料印刷、設営、撤収などの作業を実施すること。また、参加者アンケートの作成、回収及び集計を行うこと。

- イ 説明会及び個別相談会（普天間飛行場）における専門家による相談対応の実施
  - ・土地売買、税務または相続といった業務分野に関する知見を有する専門家による業務説明・相談対応を実施すること。
  - ・各回につき3名以上の専門家を配置すること。
- ウ 説明会及び個別相談会（普天間飛行場）の案内状（チラシ等）の作成と送付
  - ・開催案内の作成、印刷及び配布を行うこと。
  - ・企画提案書においてチラシのデザイン案を提案すること。また同案に基づき7月7日までに地権者への発送を完了すること。
  - ・開催案内は、①地権者への直接送付用、②宜野湾市報への差込用の2種類を製作すること。(令和7年度送付事例参照)
  - ・地権者への直接送付用については印刷費用に加えて普天間飛行場の地権者約3,800名への送料（3日程分）も込みとすること。
  - ・宜野湾市報への差込用については、47,500部の印刷費用を計上すること。

## (2) ポスター（普天間飛行場を含む4地区）のデザイン、印刷及び配布等

地権者をはじめとして、広く一般に分かりやすく県及び関係市町村が実施している土地買取制度および事業を周知するため、中南部地域の商業施設等に掲示するポスターをデザイン・印刷・掲示すること。

### ア 種類

- ・1種類
- ・企画提案書において、ポスターのデザイン案を提案すること。

### イ 規格

- ・最大 A2 版までとする。
- ウ 枚数
- ・500 枚
- ※県への納入分 250 枚（内 50 枚については、外部掲示板に掲示予定のためラミネート加工等の対応をすること）、受託者が掲示する施設用 250 枚以上。
- エ 対象 4 地区及び内容（令和 7 年度ポスターも参考とすること）
- ・普天間飛行場、ロウワー・プラザ住宅地区、インダストリアル・コリドー地区（北谷町部分）、牧港補給地区
  - ・写真、フィルム、イラスト、文章、レイアウト等版下を作成。
  - ・イラスト、写真等を使い地権者をはじめ広く一般に分かりやすいものにする。
- オ 納入及び掲示
- (ア) 県分
- ・企画部県土・跡地利用対策課あて納入すること。
- (イ) その他
- ・(ア)とは別に、業者においてポスター掲示先を提案し、掲示については受託者において納入先と調整すること。
  - ・掲示先の選定に際しては、中南部地域に所在する商業施設、金融機関等の施設とすること。なお、市町村及び県において配布予定の施設は提案しないこと（役所役場支所、市町村管理施設、県及び国の出先機関）
  - ・掲示施設の提案に際しては、公共掲示板や有償掲示スペースの活用も検討し、より効果的な場所を提案すること。
  - ・送料、梱包料込とする。
- (3) 広報用の映像データ（普天間飛行場）の製作
- 地権者向け説明会、戸別訪問、SNS、沖縄県公式 YouTube チャンネルなど多様な場面での活用を想定した映像を制作すること。地権者に対し土地買取制度の内容や申出手続きの流れをわかりやすく説明するとともに、普天間飛行場返還後の跡地利用計画・活用概要を伝えることで、制度の理解促進と申出意欲の向上を図る内容とすること。
- ア 映像の要件
- ・映像の種類及び長さ：①地権者向け説明会での上映を想定した動画、10 分程度  
②戸別訪問等における使用を想定した動画、30 秒程度
  - ・ファイル形式：MP4 など広く再生可能なデジタル形式
- イ シナリオの要件（地権者向け説明会における上映用）
- ・先行取得制度の意義と申出方法の概要。
  - ・5000 万円控除をはじめとした制度上の優遇措置の説明。
  - ・返還後の跡地利用計画における取得した土地の活用方法についての説明。
- ウ 納入時期
- ・令和 8 年 11 月 30 日までに納品すること。

(4) 地権者説明用の地図（普天間飛行場）の製作

個別相談会や戸別訪問での活用を想定して、地権者が所有する土地の字名・地番・筆界（面積・形状）が視認できる普天間飛行場内の土地情報地図を制作すること。

ア 電子データの仕様

種類：普天間飛行場区域内の分割地図（字単位）

内容：字名、地番、筆界（土地の大きさ・形状）が視認できる程度に明瞭に表示されていること。

データ形式：PDF および GIS 対応可能な汎用フォーマット

機能要件：①タブレット端末等で閲覧可能なこと。

②PDF ビューワーなどにより字名・地番検索が可能なこと。

③拡大縮小・スクロール操作に対応していること。

イ 紙媒体地図の仕様

種類：電子データの仕様に準ずる。

内容：電子データの仕様に準ずる。

大きさ：読みやすさを考慮し、A0 判または A1 版のサイズで制作

分割数：字単位で必要数に分割し製作すること。複数の字をまとめて 1 枚としてもよい。

製作数：紙媒体 10 セット（1 セットは字単位に分割された全部地図のセットとする）

用紙等：複数年にわたる使用を想定して、耐久性のある用紙と印刷方式を採用すること。

(5) その他、効果的と考えられる業務の提案

(1)～(4)の業務に加えて、地権者への制度周知に効果的と考えられる業務（資料等の作成を含む）について提案すること。ただし、不特定多数へ向けた広告の実施及び地権者を対象とした戸別訪問の実施は除くこと。

(6) 業務完了報告書の作成（実施業務の総括と課題整理）

実施した業務(1)～(5)について、下記の事項を盛り込んだ業務完了報告書を作成・提出すること。また、報告書作成にあたり関係機関・関係者等への意見聴取等を実施すること。

- ・実施した業務の概要
- ・実施した業務の実績、効果分析及び課題の整理
- ・次年度以降の制度周知に資する項目

## 6 成果物

- (1) 説明会チラシ、地権者説明用地図、ポスター（それぞれの指定部数および電子データ）
- (2) 広報用映像の電子データ
- (3) 業務完了報告書（A 4 版くるみ製本 20 部及び電子データ）

※ 電子データの納品に当たっては、DVD又はUSBメモリ等の媒体に保存して納品すること。

## 7 委託上限額

委託料の上限額は、12,365,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

## 8 費用及び積算見積について

(1) 経費の積算については、以下の内容で見積すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

ウ 再委託費（委任、準委任及び請負契約を行う経費については再委託経費とすること。）

エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

オ 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

(2) 地権者説明会の開催、関係機関との調整等（旅費、資料作成費等）、本業務を実施するにあたっての一切の費用が業務請負額に含まれるものとする。

(3) 業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

## 9 業務進捗状況等の確認及び打ち合わせ

業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、着手時、中間時、完了時の実施を必須とし、その他必要に応じて随時実施するものとする。なお、各種報告及び打ち合わせには、本業務を管理する立場の者と担当者が参加するものとする。

## 10 著作権等

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務の委託に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

## 11 業務の再委託の制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託

前項に関わらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務につ

いては事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

## 12 その他留意事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定しなければならない。
- (2) 本契約の履行にあたり、業務に関する沖縄県企画部県土・跡地利用対策課所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧を可能とする。
- (3) 本仕様書の記載内容は企画提案のために作成したものであり、実際の委託業務の実施に当たっては、協議の上、内容を変更することもある。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (5) 本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

## 13 問合せ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進 担当：上原<sup>うえはら</sup>、十時<sup>ととき</sup>

TEL 098-866-2040 FAX 098-866-2559

電子メール aa015008@pref.okinawa.lg.jp